

<p>1 (略)</p> <p>2 <u>令和2年6月1日</u>現在で、既に<u>第一種動物取扱業</u>の登録を受けている者は、<u>令和2年度</u>に係る報告については、5については<u>令和2年6月1日</u>時点の頭数、6から8までについては<u>令和2年6月</u>以降の月ごとの合計数を記載すること。</p> <p>3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「<u>11備考</u>」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>平成25年9月1日</u>現在で、既に<u>動物取扱業</u>の登録を受けている者は、<u>平成25年度</u>に係る報告については、5については<u>平成25年9月1日</u>時点の頭数、6から8までについては<u>平成25年9月</u>以降の月ごとの合計数を記載すること。</p> <p>3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「<u>10備考</u>」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。</p> <p>4 (略)</p>
<p>様式第 11 の 3 (第 10 条の 4 関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">検案書等提出命令</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>22 条の 6</u>に基づき、以下の書類の提出を命じます。 (略)</p>	<p>様式第 11 の 3 (第 10 条の 4 関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">検案書等提出命令</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>22 条の 6 第 3 項</u>に基づき、以下の書類の提出を命じます。 (略)</p>
<p>様式第 11 の 4 (第 10 条の 6 第 1 項関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">第二種動物取扱業届出書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>24 条の 2 の 2</u>の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。 (略)</p>	<p>様式第 11 の 4 (第 10 条の 6 第 1 項関係) (略)</p> <p style="text-align: center;">第二種動物取扱業届出書</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律第 <u>24 条の 2</u>の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。 (略)</p>
<p>様式第 11 の 8 (第 10 条の 8 関係) (略)</p>	<p>様式第 11 の 8 (第 10 条の 8 関係) (略)</p>

廃業等届出書

第二種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散

したので、動物の

愛護及び管理に関する法律第24条の4第1項において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

様式第十二(第十一号関係)

(表面)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律
 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準
 用する場合を含む)及び第二十四条の第三項に規定する立入
 検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
 職 名
 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事(市長)

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りす
 るものとする。

廃業等届出書

第二種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散

したので、動物の

愛護及び管理に関する法律第24条の4において準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

様式第十二(第十一号関係)

(表面)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する
 法律第二十四条第一項(第二十四条の四において読み替えて
 準用する場合を含む)に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
 職 名
 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事(市長)

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りす
 るものとする。

(裏面)

<p>動物の受渡及び管理に関する法律抜粋</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、第十九条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（第一種動物取扱業者であつた者に対する処分等）</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第二項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失ひ、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設ける場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第二項(第二十四条の四第一項において読み替へて用いる場合を含む)、第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>

(裏面)

<p>動物の受渡及び管理に関する法律抜粋</p> <p>（第一種動物取扱業者の登録）</p> <p>第十條 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に限るものに限る、畜産業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用途の他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く、以下この節から第四節までにおいて同じ)の取扱業(動物の取次ぎ又は代理を含む。次項、第十條第一項第六号及び第二十一条において同じ)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ)、その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六條第一号において「第一種動物取扱業」という。を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という)にあつては、その市長とする。以下この節から第五節まで(第二十五條第四項を除く)において同じ)の登録を受けなければならない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>（第二種動物取扱業者の届出）</p> <p>第十四條の二 飼養施設(環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ)を設けし、動物の取扱業(動物の採獲し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十條第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの(以下この条において「その他の取扱い」という)を業として行うことをいう。以下この条において「第一種動物取扱業」という)を行おうとする者(第十條第二項の登録を受けなければならない者及びその取り扱うとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く)は、第二十五條の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等(以下「届出の取扱いを行う場合」といふ。環境省令で定める場合を除く。飼養施設を設ける場所と同一に、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第二十四條 都道府県知事は、第十九条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第二項(第二十四条の四において読み替へて用いる場合を含む)又は第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
--

（表 面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書



所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

（新規）

動物の愛護及び管理に関する法律第三十
 第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養・保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、
 動物の毛の脱落、多数の花虫の発生等として周辺に生活環境に相なわねる事態として、環境汚染を
 定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言を
 することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせて
 いる者に対し、期限を定め、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告する（以下「
 勧告」という。）。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとなかつた場合には、
 罰金（特別区にあっては、罰金）を課せようとするときは、その者に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるべきこ
 とを命令する（以下「命令」という。）。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないこととして認め、動物が衰弱する等の被害を受ける
 おそれがある事態として環境汚染を定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせてい
 る者に対し、期限を定め、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告す
 ることができる。

5 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要の措置において、動物の飼養又は保管をしている者に対
 し、制業者若しくは保管の状況その他必要な事項に申し視を求め、又はその職員、当該動物の飼養若
 しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある者に立ち入り、飼養施設その他の物
 件を調査することができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入りを行う場合について準用する。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項
 までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立ち入り検査に關し、必要な協力を求めることができる。

第四十七条の三 第二十五条前五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定
 による検査を拒み、妨害、若しくはは妨害した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(裏面)

様式第 13 (第 13 条第 11 号関係)
 (略)

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書
 貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をする
 ので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 11 号
 の規定に基づき下記のとおり通知します。

様式第 13 (第 13 条第 10 号関係)
 (略)

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書
 貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をする
 ので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 10 号
 の規定に基づき下記のとおり通知します。

(略)

様式第 14 (第 15 条第 1 項関係)

2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 動物園等における展示 <input type="checkbox"/> 試験研究、 <u>生物学的製剤・食品・飲料の製造</u> <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養又は保管の目的に関する説明資料/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項第 3 号イからハまでに該当しないことを説明する書類/ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真/ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第 18 (第 18 条第 1 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管変更許可申請書

(略)

様式第 14 (第 15 条第 1 項関係)

2 飼養又は保管の目的	<input type="checkbox"/> 愛がん <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> 試験研究等 <input type="checkbox"/> その他 ()
8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の写真/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第 27 条第 1 項第 2 号イからまでに該当しないことを説明する書類/ <input type="checkbox"/> 獣医師又は行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の識別番号に係る証明書/ <input type="checkbox"/> 脚環の装着状況を撮影した写真/ <input type="checkbox"/> 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類/ <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の保守点検に係る計画 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第 18 (第 18 条第 1 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管変更許可申請書

特定動物の数
飼養・保管の目的
 特定飼養施設の所在地
 特定飼養施設の構造及び規模
 特定動物の飼養又は保管の方法
 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を 変 更

したいので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項の
 規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。
 (略)

5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 飼養・保管の目的に関する説明資料 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

- 1 (略)
- 2 この申請書及び添付書類等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 19 (第 19 条第 2 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管許可変更届出書

特定動物の数
 (新規)
 特定飼養施設の所在地
 特定飼養施設の構造及び規模
 特定動物の飼養又は保管の方法
 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を 変 更

したいので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 1 項の
 規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。
 (略)

5 添付図面等	<input type="checkbox"/> 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 <input type="checkbox"/> 特定飼養施設の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	--

備考

- 1 (略)
- 2 この申請書及び添付図面等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

様式第 19 (第 19 条第 2 項関係)
(略)

特定動物飼養・保管許可変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
(略)
役員の氏名・住所
特定動物の管理責任者
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を
変
更

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

(略)

備 考

- 1 (略)
- 2 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が
法第 27 条第 1 項第 3 号のイ又はロに該当しないことを説明
する書類を添付すること。
- 3～5 (略)

氏名・名称・住所・代表者氏名
飼養・保管の目的
役員の氏名・住所
特定動物の管理責任者
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置

を
変
更

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

(略)

備 考

- 1 (略)
- 2 役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が
法第 27 条第 1 項第 2 号のイ又はロに該当しないことを説明
する書類を添付すること。
- 3～5 (略)

（表面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号 身 分 証 明 書

写 真

所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日

年 月 日 発 行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格 A6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

（表面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号 身 分 証 明 書

写 真

所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日

年 月 日 発 行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格 A6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十一 第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四条の二第三項若しくは第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十二 第二十六条 動物の飼養又は保管の許可</p> <p>(特定動物の飼養又は保管の許可)</p> <p>第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という)の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
--	--

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十一 第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律第三十二 第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という)の飼養又は保管を行うおうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう)において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、第十三条、第十三条の二、第十五条及び第十七条の改正規定並びに様式第十四、様式第十八、様式第十九及び様式第二十一の改正規定は、同年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における法第二十二条第一項の動物取扱責任者の選任の要件については、この省令による改正後の第九条第一号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例による。

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、なお従前の様式によるものとする。